

# 富里市水田農業構造改革対策事業奨励補助金交付要綱

(平成19年3月30日告示第104号)

改正	平成22年1月26日告示第11号	平成22年3月26日告示第51号
	平成23年7月14日告示第107号	平成25年3月25日告示第53号
	平成28年3月31日告示第87号	平成31年3月29日告示第97号
	令和4年3月18日告示第34号	令和5年3月14日告示第30号

## (目的)

第1条 この要綱は、米の生産調整の的確な実施及び水田環境の良好な保全を図るため、転作作物の生産と休耕田の水田活用を推進し、もって米生産の安定と水田環境の保全に資することを目的とする。

## (補助対象者)

第2条 補助の対象者は、米の生産調整に関する方針について、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）に基づく認定を受けた生産調整方針作成者（以下「方針作成者」という。）の方針に参加した転作等の実施者（以下「実施者」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助を受けようとする事業を行う者（法人その他の団体にあっては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。））が次の各号のいずれかに該当するものであるときは、当該事業は、補助の対象とならない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(2) 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを

知りながら、暴力団員又は暴力団員等が指定した者に対して行う、金品その他財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ウ 市の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他契約の相手方（法人その他の団体にあっては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

(3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者  
(交付)

第3条 実施者が行う事業に対し、富里市補助金等交付規則（平成19年規則第10号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象、補助金額等)

第4条 補助の対象となる作物等及び補助金額は、別表のとおりとする。  
(交付申請)

第5条 方針作成者は、実施者を取りまとめて規則第5条の規定により補助金の交付の申請をしようとするときは、補助事業の着手日の翌日から起算して30日以内に、補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書  
(2) 収支予算書  
(交付の決定)

第6条 市長は、前条に規定する交付申請があった場合は、速やかに内容を審査し、適正と認めたときは、規則第8条の規定により通知するものとする。  
(実績報告)

第7条 方針作成者は、補助事業が完了したときは、実施者を取りまとめて、規則第15条の規定により事業完了の日から30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに市長に補助事業等実績報告書を提出しなければならない。

(交付額の確定)

第8条 市長は、前条に規定する実績報告があった場合、速やかに内容を審査し、適当と認めたときは、規則第16条の規定により通知するものとする。  
(交付の請求)

第9条 方針作成者は、実施者を取りまとめて、規則第18条の規定により補助金の交付を請求しようとするときは、補助金等交付請求書を市長に提出しなければならない。

(暴力団密接関係者)

第10条 規則第20条第1項第3号の市長が定める者は、第2条第2項第2号又は第3号に該当する者（補助事業を行う者が法人その他の団体である場合にあっては、その役員等が同項各号のいずれかに該当する法人その他の団体）とする。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

（失効）

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（平成22年1月26日告示第11号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月26日告示第51号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成23年7月14日告示第107号）

この告示は、公示の日から施行し、この告示による改正後の富里市水田農業構造改革対策事業奨励補助金交付要綱は平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成25年3月25日告示第53号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日告示第87号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日告示第97号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和4年3月18日告示第34号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和5年3月14日告示第30号）

この告示は、公示の日から施行する。ただし、第34条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

区分	補助対象となる作物等	補助金額
一般作物	麦・大豆・飼料作物・そば・青刈り稻・綠肥	10a当たり 5,000円
特例作物	野菜類・花き類・豆類	10a当たり 10,000円
永年性作物等	果樹類（梅・栗・柿等） 景観形成作物	10a当たり 10,000円
調整水田	常に水稻を作付けできる状態にある水田で、過去に保全管理水田でなかったもの（水張水田）	10a当たり 5,000円
保全管理水田	草刈等で管理されている水田	10a当たり 5,000円
ビオトープ水田	草刈等で管理されており、生物の生息が確認できる水田	10a当たり 5,000円
加工用米	加工用米の出荷に対して助成	1俵当たり 1,000円
飼料用米	飼料用米の出荷に対して助成	1俵当たり 1,000円
米粉用米	米粉用米の出荷に対して助成	1俵当たり 1,000円